

# 令和4年度第4回埼玉県少子化対策協議会議事録

日 時：令和5年3月24日（金）

15：30～16：30

方 法：Z o o m

## 1 開会

## 2 議題等

### (1) ワーキンググループの報告

#### ア 待機児童対策協議会

資料1について、少子政策課施設整備・指導担当 金子主査から説明

- ・ 待機児童対策協議会は、待機児童の多い又は増加傾向の市町村を中心に構成しており、平成30年度から活動し、好事例の共有や意見交換を行っている。
- ・ 令和4年度は11月にWEBにより開催し、保育の受け皿整備に関するKPIの設定や、待機児童対策に関する市町村への事例調査結果の情報共有、待機児童対策の取組事例の紹介や意見交換を実施した。
- ・ KPIの設定については、各市町村の定める新子育て安心プラン実施計画の令和5年4月1日の利用定員を設定することについて協議会です承を得られた。
- ・ 事例調査結果の情報共有については、幼稚園を対象にした送迎保育の実施経緯についてさいたま市から説明いただいた。
- ・ また医療的ケア児に関する調査項目については、現在受け入れている施設がない市町村からの意見として、看護師等の採用が難しい、ガイドラインの作成に手間取っているなどの回答が多かった。
- ・ 市町村を超えての申込に関する調査項目については、市町村ごとに必要書類や申込方法が異なっていることから、事務負担が大きいとの意見が多くあった。
- ・ 待機児童対策の取組事例の照会や意見交換については、保育コンシェルジュやAIチャットボットの導入について、さいたま市から事例紹介いただいた。24時間対応可能なAIチャットボットの導入によって、簡単な問い合わせが減り、本来の相談内容に時間を割けるようになったとの説明をいただいた。
- ・ 待機児童対策協議会は現在20市町で構成しているが、委員となっている市町以外でもオブザーバーとして参加可能であるため、議題に興味があれば他市町村も是非参加いただきたい。
- ・ 今後の展開について、待機児童対策として受け入れ枠を拡大していく必要がある

が、保育所の新設だけでは対応は難しい。地域の実情に応じた成功事例や情報の共有が重要であるため、今後も協力いただきたい。

## イ 子育て支援

資料2について、少子政策課子育て環境整備担当 谷田貝主査から説明

- ・ 2月14日に利用者支援事業をテーマにワーキンググループを開催し、14市町が参加した。
- ・ 利用者支援事業は子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行うことを目的としている。
- ・ 子育て家庭における様々なニーズに対応して、全ての子育て家庭が必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境を整備するということを国は目指しており、利用者支援事業においては多機能型地域子育て支援の取り組みへの加算が新設された。
- ・ 補助率についても国庫負担が3分の1から3分の2へ引きあげられ、県や市町村の負担割合が6分の1となった。
- ・ ワーキンググループでは概要説明のほか、多機能型加算を実施している桶川市や久喜市、杉戸町から事例発表をしていただいた。有益な情報共有であり、今後も継続していきたいと考えている。

## ウ 結婚新生活支援事業

資料3について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当 川野辺主幹から説明

- ・ 結婚新生活支援事業のワーキンググループについて、令和4年10月20日にWEBにより開催し、第1部は22市町、第2部は7市町が参加した。
- ・ 内閣府との調整の結果、令和5年度も補助率の高い連携コースに参加可能となった。
- ・ 来年度は連携コース対象事業として、オンラインによる結婚相談事業や結婚コンシェルジュ事業を実施する。
- ・ 第2部では、今年度の都道府県連携コースで実施した大学での婚活研修会や経営者向けセミナーについて情報共有を行い、それぞれ100名以上の方に参加いただいた。
- ・ 来年度は一般コースに5市町、連携コースに11市町が参加予定。該当の市町村には交付申請の案内を実施しているが、提出期限内に提出いただきたい。

## (2) 令和5年度事業の共有

### ア 子育てファミリー応援事業

資料4について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当 川野辺主幹から説明

- ・ 平成29年度から、第3子以降を対象にした多子世帯応援クーポン事業を実施してきたが、令和4年5月に実施したEBPM有識者会議や、6月に実施した少子化対策深掘り調査、7月に実施した婚活中や子育て中、新卒・学生との少子化対策意見交換会において、第3子からではなく第1子から支援するべきという意見を多くいただいた。
- ・ それらを踏まえ、第1子から支援する子育てファミリー応援事業を立ち上げ、少子化対策協議会において議論を重ねてきたところ。
- ・ 本事業の主旨は、県と市が連携し、ギフトを配付する現物給付等を通じて、子育て世帯と繋がるとともに、出産前から子育て支援のきっかけをつくり、孤立した子育てやワンオペ育児を防止することである。
- ・ 業者は現在選定中であり、今月末には決定予定。令和5年度からすぐに対応できるよう現在準備中。
- ・ 本事業は、令和5年度補正予算で遡って、令和5年4月生まれの方に対応することも可能であるため、積極的に活用いただきたい。

### (事前質疑)

Q1 3月24日提出×切の「事業参加の場合の申請書提出」に関し、現在令和5年度中の補正対応を念頭に事業への参加を検討段階の場合の申請書提出要否について伺う。

A1 補正対応等による途中参加については、参加が決定した時点で参加申請書を提出してほしい。参加の承認については、市町村の補正予算が成立するタイミングで年3回ほど行う予定。

Q2 市町村から県のギフトを渡す場合、県ギフトを1種類に限定してもよいか（申請者にえらばせなくてもよいか

A2 不可とする。

Q3 市町村から県のギフトを渡す場合、県ギフト数を概算で申請してよいか。

A3 概数での申請も可とする予定。

Q 4 市町村から申請者にギフトを渡す場合、県に氏名・住所を提出しなくてよいか。  
A 4 市町村窓口で申請を受け付け、市町村窓口でギフトを配付する場合について、  
県に提出するものはギフトの種類別件数のみで差し支えないが、誰が申請したかの把握は、市町村で必ず行っていただきたい。

Q 5 令和5年度から開始される本事業について、本市では、まだ実施を検討する段階であり補正予算を計上してはいないところである。年度途中において実施を決定し、4月1日出生のお子さんから遡及適用する場合は対象となるか御教示いただきたい。また、対象となり、県事業への参加をする場合には、「子育てファミリー応援事業の参加申請」が必要になるかと思われるが、いつまでの申請を要するか併せて御教示いただきたい。

A 5 途中参加の場合でも、4月1日出生から遡及適用可能とする予定。途中参加する場合は参加が決定した時点で参加申請書を提出いただきたい。参加の承認については、市町村の補正予算が成立するタイミングで年3回ほど行う予定だが、市町村の12月補正予算成立後のタイミングで申請を締め切る予定。

ただし、複数の市町村が年度途中に参加申請することで急激に対象が増える場合、委託事業者が対応できない可能性がある。委託事業者に対応可能か確認するため、補正の可能性がある場合は事前にご相談いただきたい。

Q 6 もし、年間出生数や転入転出数により、想定していた数値を下回り、年度末にギフトの在庫を抱えてしまった場合は、どのようにすればよいか。

A 6 概数で申請する場合は、余剰在庫が発生しないよう調整しながら申請いただきたい。また、年度末時点の在庫については、本事業が来年度も継続し、かつ同じ事業者が受託した場合のみ来年度に引継ぐが、それ以外の場合については市町村側で処分いただきたい。

## イ SAITAMA 子育て応援フェスタ

資料4について、少子政策課企画・子育てムーブメント担当 川野辺主幹から説明

- ・ 内閣府の調査によると、妊娠や出産、子育てがしやすい雰囲気があるか、という質問に対して、男性にも女性にも当てはまる、という回答割合が21.1%と低く、子育てを行う気運が醸成されていない状況となっている。
- ・ このような状況に対して、社会の機運を醸成するため、官民連携で楽しい子育てを発信するイベントとして、SAITAMA 子育て応援フェスタを開催することとした。
- ・ フェスタでは、子供向け体験コーナーや親子向けワークショップ、県や市町村ブ

ースによる子育て支援情報の提供を実施予定。

- ・ 既に実行委員会を立ち上げて開催に向けて準備中であり、本イベントの周知広報や出展者としてのイベント参加について検討いただきたい。

#### ウ、エ 多機能型地域子育て支援の推進、埼玉版放課後児童健全育成事業

資料4について、少子政策課子育て環境整備担当 堀口主幹から説明

- ・ 本事業は様々な子育て家庭のニーズに対応するため、産前産後から就学前就学後までワンストップの相談体制を構築することを目的としている。
- ・ イメージでは就学前事業である認定こども園、就学後事業である放課後児童クラブを運営している1つの事業実施主体が、産前産後事業に新たに取り組むことによって、ワンストップの相談体制が完成するケースを例示している。
- ・ 県が補助対象とする産前産後事業については、国が実施する産後ケア事業のようにハードルが高いものではなく、マタニティヨガや妊婦サロンなどの産前事業や、ベビーボックス配付等の産後事業のように、敷居の低いものも対象とする予定。
- ・ 来年度は市町村職員向けの研修も実施するが、座学だけではなく県内先進事例の視察等も実施予定。
- ・ 放課後児童クラブについては埼玉版として3つの基準を設定する。1つ目は埼玉版放課後児童クラブガイドラインの準備、2つ目が放課後児童支援の処遇を改善すること、3つ目が保育の質向上のため、放課後児童クラブに従事する全ての職員が国の認める資格を有していること。
- ・ これらを実現する事業として、資料に記載している放課後児童支援員の確保及び定着支援や放課後児童クラブ運営費の補助等を実施する。

#### オ 保育士の奨学金返済支援

資料4について、少子政策課施設運営・人材確保担当 上ノ原主幹から説明

- ・ 保育士確保について新たなメニューを立ち上げた。
- ・ 1つ目は保育士の奨学金返済支援。新卒で新たに勤務する保育士の方で、奨学金の債務を負っている方を対象にした給付事業であり、年額18万円で最長5年間、合計90万円が受け取れる内容となっている。この制度の半額を県で負担する。
- ・ 県内でこの制度を利用している市町村は今のところないが、新たな保育士確保策として検討いただきたい。
- ・ 先進事例の調査も県で実施しており、要綱案の提示や事業立ち上げの細かい注意点など、アドバイスできる体制を整えているので積極的に検討いただきたい。
- ・ 5月に保育の担当者向けの会議があり、その際にももう少し詳細に説明する予定。

### 3 閉会